# シンポジウム「届け！ 子どもの声 ～子どもの権利条例で実現できること～」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員　酒井 桃子（57 期）

2月12日，子どもの権利条例に関するシンポジウムが，10年ぶりに東京三弁護士会共催で行われた。連休の中日，前日は降雪という悪条件にもかかわらず，多くの市民が来場し，230名近くの聴衆を得た。

## 1　基調講演～学校から社会へ接続する支援を

子ども・若者育成支援推進法の制定，「子ども・若者ビジョン」の策定に関わった放送大学教授の宮本みち子氏は，現在の日本には学校段階を終了しても社会と接続できず，社会の周辺に追いやられている若者が増えている，彼らの殆どは子どもの頃から不利な状況を背負っているのに把握されず，サポートを受けられないまま学校終了段階を迎え，社会にうまく出られないでいると指摘。雇用対策に終わらない広い社会政策，乳幼児から青年期まで継続的なサポートをする能動的社会政策が求められているとの強い要請が語られた。また，同様の問題が日本より20年早く生じた欧州諸国では，子どもの健全育成から子ども・若者の生活基盤整備を含む総合施策に転換し，伴走型支援の取り組みがなされていること，若者を社会から孤立させないための有用なツールとしてノンフォーマル教育が評価され，子どもの頃から社会に参画させる取り組みが理念ではなく具体的に進んでいることなどが紹介された。

## 2　子ども・若者グループ「チームあさって」の話

2010年1月に江戸川区で起きた児童虐待死事件を受けて結成された子ども・若者グループ「チームあさって」の6人は，「虐待のないまち」を目指すキャンペーンとして，子どもたちの生の声を集めるために18歳以下を対象にアンケートを実施し，総数1023通の回答を得たこと，活動

を通して色々な意見があることがわかったことなどを報告し，子どもの声を聴いて受け止めることが子どもの権利を保障するということではないか，子どもに権利を与えるということは権力を与えるということではない，様々な場面で子どもの生の声を聴いてほしいとのメッセージを伝えた。

## 3　パネルディスカッション ～子ども固有の救済システムを

冒険遊び場のプレーリーダーの経験を持つ「プレイソーシャルワーカー」の荒田直輝氏，山梨学院大学教授で川崎市子どもの権利委員会委員長でもある荒牧重人氏，子どものシェルターを運営する社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長の弁護士 坪井節子氏，元東京都子どもの権利擁護専門員の弁護士 一場順子氏の4人がパネリストとなって，子どもの現状を報告。制度と子どものニーズとのズレ，縦割り行政では十分に救済できない子どもの存在などが指摘され，子どもの声を聴いて子どものニーズから出発する必要性，多機関の連携による総合的支援の必要性が語られた。特に子ども固有の相談救済システム――傷つけた側を告発するのではなく，子どもの声を聴き子どものニーズに

沿って解決するシステム──が必要で，それには総合的支援のコーディネートをするオンブズパーソンを条例で根拠付けるべきとの意見が出た。

来場者の反応も大きく，市民の関心の高さ，弁護士会からの発信に対する期待の大きさを実感させられるシンポとなった。

## 環境シンポジウム「歴史的建造物保存について」

公害・環境特別委員会 前副委員長　野村 亮輔（60 期）

公害・環境特別委員会は，2011年3月5日，弁護士会館3階会議室にて，主に開発圧力にさらされる都市部の近代建築物を対象とした，歴史的建造物保存に関するシンポジウムを開催した。

当委員会では，一昨年の秋に歴史的建造物部会を立ち上げ，小澤英明委員や越智敏裕委員のご指導の下，60期以降の若手も活発に活動しており，中央区の歴史的建造物視察や，外部専門家を招いての勉強会を開催したり，各自が発表者となって裁判上問題になった事案の研究を行ったりしてきた。

本シンポジウムでも，61期の佐藤康之・尾谷恒治両委員が単独で研究発表を行い，聴衆の喝采を浴びていた。また，小澤委員には歴史的建造物保存に向けた政策提言をしていただき，聴衆も共に立法的な取組みについて考えていただいた。

弁護士の発表の外にも，写真家 増田彰久氏撮影の失われた美しい建造物のスライドショー，工学院大学 後藤治教授の講演，そしてパネルディスカッションと，実に盛り沢山な，ぜいたくな内容のシンポジウムとなった。

本シンポジウムは，事前から建築業界などでは一定の注目を集めており，直前にはネットで情報が出回っていたこともあって（実は私も某SNSにおいて告知したりしていたのだが），150部用意したレジュメを急遽増刷するなど，立ち見も出る程の大入り満員となった。

開催後回収したアンケート等を拝読すると，弁護士が歴史的建造物保存に対してどう関わっていくか疑心暗鬼であったが，それぞれがひたむきに取り組む姿勢に好感を覚えた，といった好意的なものが大多数であり，改めて，弁護士に対する世間一般の期待と，使命感を感じた次第である。

委員会内で歴史的建造物部会を存続し，若手が活発に活動するこの流れを大切にしていきたいと考えている。本稿をお読みになって，公害・環境特別委員会に関心を持たれた若手会員の皆様（もちろん若手でない会員の皆様も）の，本委員会への参加をお待ち申し上げる。

最後に，本シンポジウムの6日後に，忌まわしい大震災が発生した。被災地の受けた打撃には言葉もなく，一日も早い復興を願わずにはいられないが，「防災」「防震」のかけ声の下，十分な耐震性を有する歴史的建造物までも消えていってしまわないか，私は懸念している。